

—4月1日から—

# 選定療養費が導入されます

本市では、市内の医療機関の協力の下、休日・夜間に入院治療や手術を必要とする急患・重症患者を受け入れる体制(夜間救急当番医制度)が輪番制により運営されています。

夜間救急当番医制度は昭和54年に始まりましたが、当時20以上あった医療機関は、現在8医療機関となり、医師不足の中、常にギリギリの状態での夜間の救急体制を維持している状況です。

そのような中、一般的に外来診療をしていない休日や夜間の時間帯に、緊急性のない軽症の方が救急外来を受診する「コンビニ受診」が後を絶たず、夜間救急当番医が疲弊しています。

医療機関の適正利用については、さまざまな形で啓発してきましたが、それでもコンビニ受診が後を絶ちません。このため、同制度に参加している川内市医師会立市民病院および済生会川内病院では、深夜のコンビニ受診を抑制し、制度を継続していくため、今年4月1日から「選定療養費」を導入することを決定しました。

今回導入する選定療養費は、コンビニ受診抑制が目的であり、緊急・重篤な方の受診を抑制するものではありません。軽症の方が、深夜(23時)から翌朝(8時30分)までの間に夜間救急当番医を受診した場合は、通常の深夜診療費に加え保険適用外の別途料金(5,000円)を負担していただくこととなります。

市民の皆さんは、まず「かかりつけ医」を持ち、昼間の受診を心掛けてください。それでも昼間に受診できなかつたり、夕方から発病したりした方は、23時までに夜間救急当番医を受診するようお願いいたします。

どうぞ、理解いただき、夜間救急当番医制度の維持のために協力ください。

## 実施機関

○川内市医師会立市民病院      ○済生会川内病院

## 実施内容

- 1 対象患者は、深夜(23時)から翌朝(8時30分)までの夜間救急当番医受診者で、検査・処置の必要がなく、医師による診察のみ、または診察と投薬のみの方などです。
- 2 通常の深夜診療費(一律5,000円の預かり金)に加え、選定療養費5,000円を別途負担していただきます。したがって、受診時に計10,000円が必要となります。
- 3 預かり金は後日精算します。

この選定療養費の対象外となる基準は以下のとおりです。詳細は問い合わせください。

- 医学的に緊急性・重篤性が認められ、緊急的な処置などが必要な方
- 妊産婦(産科疾患のみ)
- 小児(15歳未満)の場合、または小児科受診の場合

【問合せ先】= 川内市医師会立市民病院 ☎(22)1111    済生会川内病院 ☎(23)5221